	前項の規定により読み替えられた同条第一項各号に定める額	前項の規定により読み替えられた同条第一項各号に定める額を当該十二で除して得た金額
定第七十二条第一項の規定により読み替えられた同条第一項各号に定める額	同項の各号に定める額	前項の規定により読み替えられた同条第一項各号に定める額を当該十二で除して得た金額
附平成三十年改正法附則第六十二条第一項の規定により読み替えられた同条第一項各号に定める額	保険法の一部を改正する法律（平成二十年法律第四十二号）附則第八十条第一項の規定により読み替えられた同条第一項各号に定める額	保険法の一部を改正する法律（平成二十年法律第四十二号）附則第八十条第一項の規定により読み替えられた同条第一項各号に定める額の二十二分の十二
附平成三十年改正法附則第九十二条第一項の規定により読み替えられた同条第一項各号に定める額	保険法の一部を改正する法律（平成二十年法律第四十二号）附則第八十条第一項の規定により読み替えられた同条第一項各号に定める額	保険法の一部を改正する法律（平成二十年法律第四十二号）附則第八十条第一項の規定により読み替えられた同条第一項各号に定める額の二十二分の十二
附平成三十年改正法附則第百二条第一項の規定により読み替えられた同条第一項各号に定める額	保険法の一部を改正する法律（平成二十年法律第四十二号）附則第八十条第一項の規定により読み替えられた同条第一項各号に定める額	保険法の一部を改正する法律（平成二十年法律第四十二号）附則第八十条第一項の規定により読み替えられた同条第一項各号に定める額の二十二分の十二

		特例支給を停止した場合に相当する額を乗じて得た額	低い額に十二を乗じて得た額に前項の規定により読み替えられた同条第一項各号に定める額
正第場合に相当する額を乗じて得た額	前項の規定により読み替えられた同条第一項各号に定める額	特例支給を停止した場合に相当する額を乗じて得た額	低い額に十二を乗じて得た額に前項の規定により読み替えられた同条第一項各号に定める額
正第場合に相当する額を乗じて得た額	前項の規定により読み替えられた同条第一項各号に定める額	特例支給を停止した場合に相当する額を乗じて得た額	低い額に十二を乗じて得た額に前項の規定により読み替えられた同条第一項各号に定める額